

平成２９年度さぬき市教育委員会第２回臨時会会議録

1 日 時	平成30年3月8日（木） 開 会 午後 1時30分 閉 会 午後 2時27分			
2 場 所	津田保健センター会議室			
3 出席状況	出席委員	教育長	安藤 正倫	
		委員	徳田 二三男 日向 和加子 得丸 慶子 岡 裕子 眞部 万里子	
	欠席委員		なし	
	事務局	教育部長	間島 憲仁	
		学校教育課長	山下 隆則	
		学校教育課主幹	山中 正治	
		教育総務課副主幹	梶谷 拓郎（会議録作成者）	
	その他説明等のため出席した者		なし	
4 会議に付した議案及び審議結果				
日 程	議案番号	件 名	審議結果	公開状況
日程第1		会期の決定について	—	公開
日程第2		会議録署名委員の指名について	—	公開
日程第3	議案第20号	地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について	原案可決	公開
日程第4	報告第42号	さぬき市学校歯科医の委嘱について	—	非公開
日程第5	議案第21号	さぬき市立小・中学校の県費負担教職員の人事に係る内申について	原案可決	非公開
5 会議録署名委員		安藤 正倫、徳田 二三男		
6 特記事項	なし			
7 会議内容				
開 会				
教育部長		それでは、ただ今から、平成29年度さぬき市教育委員会第2回臨時会を開会したいと思います。開会に当たりまして、教育長から挨拶をお願いします。		
教育長		（挨拶） それでは、開会します。 まず、傍聴申請について、事務局から報告をお願いします。		
事務局		本日、傍聴申請は、ありません。		
教育長		ここで、報告第42号「さぬき市学校歯科医の委嘱について」及び議案第21号「さぬき市立小・中学校の県費負担教職員の人事に係る内申について」は、人事に関する事件ですので、非公開とすべきと思います。		

	お諮りします。 報告第４２号及び議案第２１号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定により、非公開としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、報告第４２号、議案第２１号の審議は、非公開で行います。 他の議案については、傍聴を許可します。 それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。 この議事日程について、御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、議事日程については、お手元の議事日程表のとおりとします。
日程第１ 会期の決定について	
教育長	日程第１「会期の決定について」に入ります。 本会議の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日１日限りとします。
日程第２ 会議録署名委員の指名について	
教育長	日程第２「会議録署名委員の指名について」に移ります。 さぬき市教育委員会会議規則第９条第３項の規定に基づき、本会議の会議録署名委員に徳田委員を指名します。よろしくお願いします。
日程第３ 議案第２０号 地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議について	
教育長	日程第３、議案第２０号「地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
委員	結論から言えば、３００万円未満の補助金については、教育委員会で執行できるということですか。
事務局	３００万円以上の補助金についても教育委員会の権限で執行できるのですが、その場合は、市長の承認が必要になるということです。 ３００万円未満であれば、特に市長の承認は必要ありません。
教育部長	補足しますと、現行の規定の第２号で、１００万円未満の支出負担行為及び支出命令を教育委員会に委任するという規定があるにもかかわらず、実際の契約の締結では市長名でしており、また、会計課から、契約は市長名とするよう

	にとの指示もあることから、今回、この規定を削除しようとするものです。一方で、補助金については、教育委員会名で交付するものと、市長名で交付するものが混在していましたので、全て教育委員会名で補助金に関する交付手続きができるようにするものです。ただし、金額の大きいものについては、市長が知らないところで事務が行われることは適当でないということで、市長の承認を必要とする制限を設けるものです。
教育長	他に、御質問等ございませんか。 それでは、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
教育長	それでは、非公開審議に移ります。
日程第４ 報告第４２号 さぬき市学校歯科医の委嘱について	
	・・・(非公開審議・報告のみ)・・・
日程第５ 議案第２１号 さぬき市立小・中学校の県費負担教職員の人事に係る内申について	
	・・・(非公開審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
教育長	では、非公開を解きます。
○ 教育委員会定例会の日程について	
	平成３０年３月２７日（火）午後１時３０分開会で決定した。
８ 閉 会	
教育長	それでは、以上で平成２９年度さぬき市教育委員会第２回臨時会を終わります。

さぬき市教育委員会会議規則第９条第２項の規定に基づき、署名します。

平成３０年 月 日

さぬき市教育委員会

教 育 長

委 員